

2013年（平成25年）1月15日

〒541-0051

大阪府中央区備後町三丁目6番14号 アーバネックス備後町ビル

大阪ガスファイナンス株式会社

代表取締役 長 澤 裕 殿

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット

理事長 清水 巖



〒650-0022

神戸府中央区元町通6丁目7番10号

元町関西ビル3階 かげやま司法書士事務所内

TEL：078-361-7201

FAX：078-361-7228

URL：<http://hyogo-c-net.com>

〔本件に関する連絡先〕萩原司法書士事務所

司法書士 萩原 忠利

TEL：078-858-8182

FAX：078-858-8183

申 入 書

当法人は、兵庫県神戸市に事務所を置き、消費者被害防止・救済のため、事業者の不当勧誘行為や不当条項使用の差止請求活動を行うことを目的とし、2008年（平成20年）5月28日に内閣総理大臣から適格消費者団体の認定を受けた団体です。

今般、当法人は、貴社に対し、下記「申入れの趣旨」記載のとおり申し入れいたします。

つきましては、本申入れに対する貴社のご対応について、本書面到達後1ヵ月以内に文書にてご回答くださいますようお願いいたします。

なお、本書面並びに本申入れに対する貴社からのご回答の有無及びその内容等、本申入れに関する経緯・内容についてはすべて公表させていただきますので、この旨申し添えます。

第1 申入れの趣旨

- 1 訪問販売による場合において、貴社の「らく得リース契約条項」第2条4項所定の解約精算金の額を、特定商取引法10条1項4号に適合するよう改定を申し入れます。
- 2 訪問販売による場合において、貴社の「らく得リース契約条項」第11条所定の解約精算金の額を、特定商取引法10条1項3号に適合するよう改定を申し入れます。
- 3 訪問販売による場合において、貴社の「らく得リース契約条項」第12条2項(4)所定の解約精算金の額を、特定商取引法10条1項3号に適合するよう改定を申し入れます。
- 4 訪問販売による場合において、貴社の「らく得リース契約条項」第10条2項所定の契約条項は、これを使用しないよう差止めを申し入れます。
- 5 貴社の「らく得リース契約条項」第10条5項所定の契約条項は、これを使用しないよう差止めを申し入れます。

第2 申入れの理由

- 1 申入れの趣旨第1項ないし第3項について

- (1) 貴社が顧客との契約に際し使用する「らく得リース契約条項」第12条2項(4)は、消費者側からの中途解約の場合の解約精算金の額について、下記のように規定しています。

記

【1ヶ月あたりの税込みリース料金】に【リース期間月数を乗じた金額】から【支払い済みリース料金合計額】を差し引いた後に当該金額に対し0.8を乗じた金額

そして、貴社の「らく得リース契約条項」第2条4項（引渡し未了時における解約の場合）及び同第11条（消費者のリース料不払による契約解除の場合）は、準用すべき契約条項を第12条2項3号と誤っているように見受けられますが、おそらく上記の第12条2項(4)を準用する形式で、解約精算金の額を定めています。

- (2) 一般に、家庭用ガス機器についてリース契約を締結する消費者は、ガス事業者の代理店の訪問販売を契機としてリース契約の締結に至る場合が多いのが実情であると考えられます。なぜならば、家庭用ガス機器に関するリース契約は、家庭用ガス機器を消費者の住居に設置するにあたり、ガス事業者の代理店が持参したリース契約書に、消費者がその住居において署名押印することが、ほとんどだからです。

本件で貴社が行っている「らく得リース」の取引形態は、リース業者（貴社）とサプライヤー（大阪ガス株式会社）がリース利用促進と商品販売促進のために業務提携をし、サプライヤーが、リース契約の勧誘、契約交渉、契約締結手続などを代行し、リース契約の媒介あっせんを行うことを特徴とする、いわゆる提携リース取引と称されるものの一種であると考えられます。

特定商取引法 2 条 1 項 1 号・2 号に関する平成 1 7 年 1 1 月 2 8 日付け経済産業省通達では、「リース提携販売のように、『契約を締結し物品や役務を提供する者』と『訪問して契約の締結について勧誘する者』など、一定の仕組みの上での複数の者による勧誘・販売等であるが、総合してみれば一つの訪問販売を形成していると認められるような場合には、これらの複数の者は、いずれも販売業者等に該当する。」とされています。

したがって、本件「らく得リース」の取引にあたっては、貴社も特定商取引法上の「販売業者等」（賃貸の役務を提供する業者）に該当するものと考えられます。

- (3) この点、貴社の「らく得リースお申込書」第 1 葉裏面においては、特定商取引法の定めるクーリング・オフの告知があり、貴社は、本件「らく得リース」の取引形態に特定商取引法が適用されることを十分に意識されておられることと存じます。

しかしながら、特定商取引法 1 0 条 1 項 3 号は、訪問販売の方法で役務提供契約が締結されたときは、当該役務提供契約の解除に関し、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、当該役務提供契約の解除が、当該役務の提供開始後である場合、「提供された当該役務の対価に相当する額に法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額」の金銭の支払を役務の提供を受ける者に対して請求することができない旨を定めており、契約の解除等に伴う損害賠償等の額に制限を設けています。この制限は、消費者の責めに帰すべき事由により契約が解除された場合にも及ぶものです。

また、特定商取引法 1 0 条 1 項 4 号は、訪問販売の方法で役務提供契約が締結されたときは、当該役務提供契約の解除に関し、損害

賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、当該役務提供契約の解除が、当該役務の提供開始前である場合、「契約の締結及び履行のために通常要する費用の額に法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額」の金銭の支払を役務の提供を受ける者に対して請求することができない旨を定めています。

そうすると、訪問販売の方法で本件「らく得リース」契約を締結した場合、貴社は、①リース開始後においては、消費者側からの中途解約に応じたとき、あるいは、消費者のリース料不払に対して契約解除をしたときのいずれの場合においても、既に経過した賃貸借期間に対応する月額リース料を超える精算金の支払を消費者に請求することはできないこととなりますし、また、②リース開始前の解約の場合においては、契約の締結及び履行のために通常要する費用の額を超える精算金の支払を消費者に請求することはできないこととなります。

- (4) ところが、貴社の「らく得リース契約条項」第11条又は第12条2項(4)所定の解約精算金の額は、未経過のリース期間に対する月額リース料の8割相当額の支払を求める点で、特定商取引法10条1項3号の契約の解除等に伴う損害賠償等の額の制限を超過することとなっています。

また、貴社の「らく得リース契約条項」第2条4項所定の解約精算金の額は、契約の締結及び履行のために通常要する費用の額を超過する支払を求める点で、特定商取引法10条1項4号の契約の解除等に伴う損害賠償等の額の制限に反しています。

そこで、上記各条項を特定商取引法10条1項の定めるところに適合するよう、改定を求める次第です。

2 申入れの趣旨第4項について

貴社の「らく得リース契約条項」第10条2項所定の契約条項は、貴社の瑕疵担保責任を全部免除する条項であり、消費者契約法8条1項5号に抵触するとともに、特に訪問販売において利用された場合は、特定商取引法施行規則5条1項1号が、特定商取引法4条又は5条により交付される書面について、「商品に隠れた瑕疵がある場合に販売業者が当該瑕疵について責任を負わない旨が定められていないこと。」を要求していることに適合せず、このような不備書面の交付は犯罪行為（特定商取引法72条1項1号）ですので、これを使用しないよう差止めを申し入れます。

ただし、貴社がサプライヤーである大阪ガス株式会社との間の売買契約において、大阪ガス株式会社が直接消費者に対して瑕疵担保責任を負う旨の契約条項を設けている場合には、消費者契約法8条2項2号に該当するため、消費者契約法8条1項5号への抵触は回避されることになります。

しかし、本件「らく得リース」取引において、貴社とサプライヤーである大阪ガス株式会社との間の売買契約の内容は、顧客たる消費者には告知されておらず、消費者が、大阪ガス株式会社に対して直接に瑕疵担保責任を追及しうるのかどうかは、明らかではありません。訪問販売による場合には、特定商取引法施行規則3条7号、同4条7号に基づき、「商品に隠れた瑕疵がある場合の販売業者の責任についての定めがあるときは、その内容」を書面に記載する必要があるところ、消費者が、大阪ガス株式会社に対して直接に瑕疵担保責任を追及しうる旨の定めがあるときは、上記の特定商取引法施行規則3条7号、同4条7号により、消費者に対して交付する書面にその旨を記載しなければならないものと考えられます。

したがって、訪問販売による場合において、貴社の「らく得リース

契約条項」第10条2項所定の契約条項は、消費者契約法又は特定商取引法に反するものですので、これを使用しないよう差止めを申し入れます。

3 申入れの趣旨第5項について

消費者を顧客とする提携リースは、割賦販売法における「個別信用購入あっせん」の脱法行為に該当する疑いが強いものであって、実質的にその規律の効果が及び、顧客たる消費者は、個別信用購入あっせんにおける購入者が主張しうる法的地位ないし権利を、与信業者（リース業者）に対して主張しうるとの考え方が有力に主張されています。

このような考え方によれば、本件の「らく得リース」取引については、割賦販売法の個別信用購入あっせんの規律を受けることとなるどころ、割賦販売法35条の3の19は、抗弁接続の規律を強行法規として定めており、サプライヤーに対して生じている事由をもって、リース業者に対する支払請求を拒むことのできる権利が、消費者に保障されていることになります。

そうすると、貴社の「らく得リース契約条項」第10条5項所定の契約条項は、抗弁接続を否定する条項として、割賦販売法の規律に反することになります。

4 以上の理由に基づき、当法人は、貴社に対し、「らく得リース契約条項」につき、申入れの趣旨記載のとおり、申し入れるものです。

以 上